

○草津市障害者等日中一時支援事業実施要綱

平成18年10月1日

告示第213号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害児および障害者（以下「障害者等」という。）の家族の就労の支援および障害者等を日常的に援護している家族の一時的な休息を提供するため、障害者等の活動の場を確保するとともに日常生活上必要な訓練等を実施することを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第5項に規定する自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業のうち草津市障害者等日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、草津市とする。

2 市長は、事業運営を適切に行うことができると認める障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に事業を委託して実施することができる。

(事業の内容)

第3条 事業者は、障害者等の活動に必要なスペースを確保し、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 社会に適応するための日常的な訓練を行う事業
- (2) 障害者等の福祉の増進を図るために必要な創作的活動を行う事業

(対象者)

第4条 事業を利用できる者（以下「利用対象者」という。）は、草津市内に住所を有する障害者等であって、当該障害者等を援護する者がいない等の理由により一時的に見守り等の支援が必要であると市長が認めたものとする。

(申請および決定)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、草津市障害者等日中一時支援利用（変更）申請書（別記様式第1号）を市長に提出することにより、事業の利用の申請を行うものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、利用対象者の置かれている状況等を勘案し、

事業の利用の適否および利用料を決定し、草津市障害者等日中一時支援利用承認・不承認決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により事業の利用が適当である旨の決定を受けた者およびその保護者（以下「利用者等」という。）が、現に受けている事業の利用の内容を変更しようとするときは、当該決定の変更の申請を市長に行うものとする。

4 第1項および第2項の規定は、前項の変更の申請について準用する。

（利用期間）

第6条 前条第2項の規定により事業の利用が適当である旨の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、事業を利用できる期間は、当該決定を行なった日から起算して最初に到達する3月31日までとする。

2 利用者は、前項に規定する期間が満了した後も引き続き利用しようとするときは、当該期間が満了する日までの1箇月以内に第5条に規定する申請を行なわなければならない。

（事業の委託等）

第7条 第2条第2項の規定により事業の委託を受けようとする事業者は、草津市障害者等日中一時支援事業届出書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する届出書の提出があったときは、その適否を審査し、適当と認めた事業者と委託契約を行う。

3 前項の委託契約に係る委託料は、別表に掲げる費用から利用料の額を差し引いた金額とする。

（事業者の遵守事項）

第8条 事業者は、受け入れることが可能な障害種別および年齢層について、利用者に対して事前に説明を行わなければならない。

2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておかななければならない。

3 事業者は、従業員の資質向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。

4 事業者は、利用者に怪我等がないよう施設設備等に安全な配慮を行わなければならない。

5 事業者は、その負担において、利用者に係る傷害保険等に加入しなければならない。

- 6 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長および利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 7 事業者は、事業の実施に関する利用者からの苦情申出窓口を設置しなければならない。
- 8 事業者は、会計に関する記録および利用者へのサービス提供記録に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- 9 事業者は、業務上知り得た利用者等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(利用料等)

第9条 利用者等は、事業の利用に要する経費として、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる利用料を負担するものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第4号に規定する者は、この限りでない。

- 2 利用者等は、事業の実施場所での食材料費および共益費ならびに事業の実施場所への交通費の実費を負担するものとする。
- 3 利用者等は、第2条第2項の規定による事業の委託があった場合、事業の委託を受けた事業者の前項の利用料および実費を支払うものとする。

(実施調査等)

第10条 市長は、事業者の業務の適正な実施を図るため、内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずることができる。

- 2 事業者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業に関する必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 利用登録者の認定期間について、平成18年度中に決定したものに限り、第6条の

規定にかかわらず、承認を行なった日から起算して平成20年3月31日までとする。

付 則（平成22年4月1日告示第45号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年4月1日告示第95号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日告示第86号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日告示第128号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日告示第121号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年12月28日告示第324号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

付 則（平成29年1月4日告示第1号）

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

付 則（平成29年4月1日告示第110号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和6年4月1日告示第131号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年4月1日告示第169号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条第3項）

利用時間および加算区分	費用	利用料
2時間未満	2,500円	250円
2時間以上4時間未満	4,000円	400円
4時間以上6時間未満	5,000円	500円
6時間以上8時間未満	6,000円	600円
8時間以上	7,500円	750円
重度加算	1回当たり 1,500円	—

送迎加算（片道）	1日当たり 500円	—
----------	------------	---

備考

- 1 重度加算は、重症心身障害児者と認定された者または自立支援給付の行動援護支給決定の対象の者が利用する場合に行う。
- 2 送迎加算（片道）は、利用者の心身の状況、家族の状況等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対し、事業者が学校または障害福祉サービス事業所から事業実施場所までの移送を実施する場合に行う。ただし、同一敷地内におけるものは除く。

別記

様式第1号（第5条第1項関係）

草津市障害者等日中一時支援事業利用（変更）申請書

年 月 日

草津市長 宛

住 所 _____

氏 名 _____

草津市障害者等日中一時支援事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。なお、利用者負担を確認するため、私、私の配偶者および私の扶養義務者の課税状況について草津市職員が調査することを承諾します。

記

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名 (個人番号)				
	住所	〒 _____ 電話番号 (_____)			
支給申請に係る 障害者等の氏名 (個人番号)	フリガナ			生年月日	年 月 日
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号	

他のサービス利用の 状況	障害福祉 サービス	障害支援 区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間		
		利用中のサービスの種類と内容等					
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ()・要介護	1 2 3 4 5	
		利用中のサービスの種類と内容等					

※裏面の「利用者の状況」も記入してください。

様式第2号(第5条第2項関係)

草津市障害者等日中一時支援事業利用承認・不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

草津市障害者等日中一時支援事業実施要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 承認(草津市障害者等日中一時支援を受けることができます。)

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地	〒 電話番号(—)		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	支給申請に係る障害者等の氏名			
	支給期間		費用負担	

※本事業を利用する際は、この通知書を利用する事業者に提示してください。

2 不承認(草津市障害者等日中一時支援を受けることはできません。)

不承認理由	
-------	--

様式第3号（第7条第1項関係）

草津市障害者等日中一時支援事業届出書

草津市長

宛

年 月 日

住 所

事業所名

代表者名

（電話

年度草津市障害者等日中一時支援事業の実施を届けます。

事業を行う施設名					
所在地					
事業責任者		連絡先			
主たる対象者 (障害児・障害者また障害種別)		定員	人		
対象地域					
事業実施開始年月日					
サービス利用時間帯 (項目・時間等)					
事業内容					
職員体制					
施設設備					
実費負担					
備 考	<table border="1"><tr><td><受入の可否></td><td>※受け入れ可能な者に○をしてください。 重度心身障害 ・ 医療的ケア 強度行動障害 ・ 車椅子利用者</td></tr></table>			<受入の可否>	※受け入れ可能な者に○をしてください。 重度心身障害 ・ 医療的ケア 強度行動障害 ・ 車椅子利用者
<受入の可否>	※受け入れ可能な者に○をしてください。 重度心身障害 ・ 医療的ケア 強度行動障害 ・ 車椅子利用者				

(注) 実費負担には食費、原材料費など実費負担金額を記入してください。

別記様式第1号（第5条第1項関係）

様式第2号（第5条第2項関係）

様式第3号（第7条第1項関係）